

第5節 災害救助法の適用

災害応急措置は原則的に市長自らが実施しますが、災害による被害が**救助法**の適用基準に該当する場合、県知事に対して同法の適用を要請します。また、決定後は適切に運用します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 災害救助法の適用	企画チーム						
<p>救助法の適用を迅速に判断し、災害による同法の適用基準に該当する場合又は該当すると予想される場合は、県知事に同法の適用を申請します。また、決定後は各チームで適切に運用するとともに、請求等に係る救助内容のとりまとめを行い、県に報告します。</p> <p>なお、救助法の適用にあたっては、災害救助法施行令第1条第1項第4号で定められる、被害情報が不明、未確定で正確には判明していない場合や災害による被害の発生が将来予測される場合に適用申請を行うことができる基準を原則採用し、災害に対して迅速に対応します。</p> <p>また、救助の程度については、被害の実情に応じて特別基準の設定を前提に検討を行います。</p>							

関係資料

- ☛ 災害救助法適用基準 P. 121
- 災害救助法様式 1 災害救助費概算額調 P. 499
- 災害救助法様式 2 災害救助基金報告書 P. 500
- 災害救助法様式 3 避難所設置及び避難生活状況 P. 501
- 災害救助法様式 4-1① (建設型応急住宅) 応急仮設住宅台帳 (建設型応急住宅) P. 502
- 災害救助法様式 4-1② (建設型応急住宅) 応急仮設住宅台帳 (その2) (建設型応急住宅) P. 503
- 災害救助法様式 4-2 (賃貸型応急住宅) 応急仮設住宅台帳 (賃貸型応急住宅) P. 504
- 災害救助法様式 5 炊き出し給与状況 P. 505
- 災害救助法様式 6 飲料水の供給簿 P. 506
- 災害救助法様式 7 被服、寝具その他生活必需品の給与状況 P. 507
- 災害救助法様式 8 救護班活動状況 P. 508
- 災害救助法様式 9 病院診療所医療実施状況 P. 509
- 災害救助法様式 10 助産台帳 P. 510
- 災害救助法様式 11 被災者救出状況記録簿 P. 511
- 災害救助法様式 12 住宅応急修理記録簿 P. 512
- 災害救助法様式 13 生業資金貸付台帳 P. 513
- 災害救助法様式 14 学用品の給与状況 P. 514
- 災害救助法様式 15 埋葬台帳 P. 515
- 災害救助法様式 16 死体処理台帳 P. 516

第3編 公助 第3章 災害発生・活動体制の立ち上げ

災害救助法様式 17	障害物除去の状況	P. 517
災害救助法様式 18①	輸送記録簿	P. 518
災害救助法様式 18②	賃金職員雇上台帳	P. 519
災害救助法様式 19	(1) 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況	P. 520
災害救助法様式 20	(2) 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況	P. 521
災害救助法様式 21	(3) 扶助金の支給状況	P. 522
災害救助法様式 22	(4) 損失補償費の状況	P. 523
災害救助法様式 23	法第19条の補償費の状況	P. 524
災害救助法様式 24①	救助事務費の状況	P. 525
災害救助法様式 24②	救助事務費調査票	P. 526
災害救助法様式 24③	時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書	P. 527
災害救助法様式 24④	救護班活動状況(総括表)	P. 528
災害救助法様式 24⑤	救護班活動状況(国公立病院・日本赤十字社に勤務する者)	P. 529
災害救助法様式 24⑥	救護班活動状況(国公立病院・日本赤十字社以外に勤務する者)	P. 530
災害救助法様式 24⑦	DMAT(DPAT)活動時間調査票	P. 531
災害救助法様式 24⑧	救助事務費明細書(その他費用)	P. 532

2 主な連絡先となる関係機関等と役割

連携先	役割
三重県	災害救助法とりまとめ、国への報告

第6節 職員の健康管理・安全管理

市職員及び応援職員を適切に配置し、職員の健康の保持及び業務の安全性の確保に努めます。また、市職員だけで対応が困難な場合には、迅速かつ円滑な応急対策活動を進めるため、県、協定締結自治体、他の市町等に応援職員の派遣を求めます。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
1 職員の健康管理・安全管理	後方支援チーム						
<p>災害対策活動に従事する職員等は、発災直後から過酷な状況において支援活動に従事しなければならないことから、休養が確保できる勤務体制・安全管理体制を早期に確立します。</p>							
2 災害対応従事者のこころのケア	後方支援チーム						
<p>被災地活動に従事する消防団、行政職員等の災害対応従事者は、災害直後から過酷な状況の中さまざまな支援活動に従事しなければなりません。このような特殊な環境のもとでの支援活動はオーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊を来たしやすい状況下にあります。そのため、災害対応従事者が健康相談を受けられる体制や、個別カウンセリングの実施を行います。</p>							
3 職員用物資の調達	後方支援チーム						
<p>災害対策活動に従事する職員等は、泊まり込みで不眠不休の活動を続けるのが通常であるため、各人がめいめいに食物を取り寄せることも災害時には不可能となります。このため、職員用の飲食糧・物資調達を行い、業務継続可能な環境を整えます。</p>							

2 主な連絡先となる関係機関等と役割

連携先	役割
三重県こころの健康センター	こころのケアチームの調整

第4章 いのちを守る

第1節 避難誘導

人的被害を未然に食い止めるため、被害を受けるおそれのある者に対して【警戒レベル3】**高齢者等避難**、【警戒レベル4】**避難指示**を発令し、市民の皆さんや滞在者などに避難を促します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
1 避難情報の発令及び伝達	企画チーム、情報チーム						
<p>人的被害を未然に食い止めるため、状況を予測し、【警戒レベル3】高齢者等避難・【警戒レベル4】避難指示、警戒区域の設定を迅速に行います。また各種広報手段を活用し、市民や滞在者に伝達します。また、発令にあたって必要がある場合には、国、県等へ助言を求めます。（基本法第56条、基本法第60条、基本法第61条の2）</p>							
2 要配慮者利用施設への伝達	避難所チーム						
<p>浸水想定区域の指定がある河川については、浸水想定区域ごとに洪水予報等（洪水予報、水位到達情報、避難情報等）を、土砂災害区域内の施設へは土砂災害情報（警報、土砂災害警戒情報、避難情報等）を伝達します。（水防法第15条、土砂災害防止法8条）</p>							
3 避難誘導	応急復旧チーム、消防チーム、情報チーム						
<p>時間に余裕がある場合、自らの安全確保を最優先として【警戒レベル4】避難指示の発令区域に対して、避難誘導を行う体制を準備し、避難誘導を行います。また時間に余裕がない場合は、住民による支援体制を主体とした避難誘導を行います。</p>							
4 児童生徒等の安全確保	教育チーム、保育課						
<p>地震による施設の損壊や、津波警報発表等により施設に留まることが危険と判断した場合には、予め定める計画に基づき児童生徒を安全な場所へ誘導します。 安全が確保された後には、直ちに点呼等により児童生徒、職員の安否確認を行い、災害対策本部へ報告します。</p>							

5 児童生徒等の下校、保護継続の判断	教育チーム、保育課			
<p>帰宅経路等の安全が確認できた児童生徒については、保護者と連絡を取り、迎えにきてもらうことにより下校させます。また、保護者が迎えに来ることができない児童生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで、避難所で学校の保護下に置きます。</p>				
6 避難所の開設	企画チーム、避難所チーム			
<p>遠地地震や風水害において人的被害が予想される場合は、自主避難所の開設について検討し早期避難を促します。また、自主避難所以外の避難所においても、気象状況等を考慮して適切なタイミングで適当な対象地域の避難所を開設します。なお、開設した避難所については、防災行政無線等で市民の皆さんに伝達します。</p>				

関係資料

☛ 避難指示等の実施機関 P. 48

指定緊急避難場所及び指定避難場所の内容

- ① 災害時指定避難場所一覧 P. 67
- ② 福祉避難所 P. 76
- ③ 自治会避難所 P. 77

避難行動要支援者対策

- ⑧ 水防法第 15 条第 2 項に定める「洪水予報等の伝達方法」 P. 52
- ⑨ 土砂災害防止法第 8 条第 2 項に定める「土砂災害警戒情報の伝達方法」 P. 52
- ⑩ 浸水区域内要配慮者利用施設 P. 53

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
伊勢警察署	避難指示等の伝達
三重県	避難に関する情報の集約
自治会、自主防災隊、まちづくり協議会、消防団、市民の皆さん	情報の伝達、避難の声かけ

第2節 帰宅困難者・観光客対策

公共交通機関や、幹線道路等の途絶により、伊勢市駅周辺部や、宇治地区では多くの**帰宅困難者**の発生が予想されます。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
1 帰宅困難者の保護対策	施設管理者、情報チーム						
<p>災害発生時に観光客を含む帰宅困難者の発生が予想される市の施設の管理者は、利用者の安全確保のため、発災直後における施設内待機や避難誘導等の実施、また必要と考えられる備蓄品の確保や、それらを必要とする人への提供、要配慮者や急病人への対応を行います。</p> <p>また、施設の特性や事情に応じて、利用者保護のために民間団体・事業者とも連携して飲料水や毛布等の準備を検討します。</p>							
2 一時的な滞在施設の確保	避難所チーム						
<p>大地震等により、鉄道、バス等の公共交通機関が停止した場合、滞在が長期化することも想定され、帰宅が可能になるまでの間、停留した帰宅困難者が休憩・仮眠をとれる施設が必要となります。</p> <p>そのため、市は、事業者と連携のもと、帰宅困難者の一時的な滞在ができる施設の確保、支援に努めます。</p>							
3 避難所の開設	避難所チーム						
<p>公共の受入施設は指定避難所、避難生活施設の中から選定し開設します。</p>							

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
伊勢警察署	帰宅困難者、観光客等の誘導の応援
観光地周辺の自治会等、公共交通機関、旅館組合・宿泊施設、観光関連事業所、社会福祉協議会等	情報の提供、施設等の提供

第3節 公共施設利用者の安全対策

災害が発生、又は発生するおそれがある場合、園児・児童・生徒や各公共施設利用者等に対して適切に避難誘導を行い、安全確保に努めます。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 利用者等の安全対策	施設管理者						

園児・児童・生徒や各公共施設利用者等に対し、指定避難所等の安全な場所に適切に避難誘導を行うとともに、避難後の安全確保に努めます。風水害時で降雨が激しく避難が困難な場合は無理に指定避難所へ移動せず、建物の上階への垂直避難を促します。

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
伊勢警察署	避難誘導の応援
施設管理者	施設利用者の避難誘導
学校、幼稚園、保育園	生徒、児童、園児の避難誘導

第4節 救急・救助活動

人命の安全確保を最優先した救急・救助活動にあたります。また、伊勢市のみでの対応が困難な場合、関係機関に応援要請し、連携を図りながら活動を実施します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
1 救急・救助活動	消防チーム	■	■	■			
人命の安全確保を最優先とし、被害情報をもとに救急・救助活動方針の決定を行い、迅速に活動を実施します。							
2 防災業務従事者の安全確保	消防チーム	■	■	■			
津波に関する注警報が発表されている中での活動は、津波到達予測時間までに安全確保ができる計画の範囲で活動を実施します。							
3 応援関係機関との連携	消防チーム、企画チーム、 後方支援チーム	■	■	■			
伊勢市のみでは救急・救助活動が困難な場合、人的支援及び物的支援を県、自衛隊、緊急消防援助隊等に要請し、連携して活動します。また、救急搬送等にヘリコプターが必要な場合は、県に要請します。							
4 活動調整会議の実施	消防チーム	■	■	■			
警察、消防、海上保安庁、自衛隊の部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的な消火、救急、救助活動等に関する情報を活動調整会議を実施し共有、調整します。							

関係資料

- ☛ 協定等一覧 P. 144
- 法律等に基づく応援協力の要請系統 P. 120
- 自衛隊派遣要請の系統図 P. 121
- 自衛隊災害派遣等要請様式 P. 478
- 海上保安庁応急措置等要請様式 P. 482
- 災害救助法様式 11 被災者救出状況記録簿 P. 511
- 災害救助法様式 24① 救助事務費の状況 P. 525
- 災害救助法様式 24② 救助事務費調査票 P. 526

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
自衛隊	救助・救急活動
海上保安庁	救助・救急活動
伊勢警察署	救助・救急活動
消防団、自主防災組織	消防署等の救助活動への協力 地域住民との救助活動
緊急消防援助隊	救助・救急活動

第5節 医療救護活動

災害により、傷病者が多数発生したとき、又は医療機関の一時的混乱により、その機能が停止したときにおいて、医療、助産及び救急救護の迅速、的確な行動を明らかにし、あわせて事故処理方策を強化し、被災救護の万全を図るものとします。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 応急医療体制の確立	医療保健チーム						
災害により市内の医療機能の停止、医療機関の混乱等が生じた場合、伊勢保健所、伊勢地区医師会等と連携し迅速に応急医療体制を確立し、被災状況に応じて避難生活施設に救護所を開設し応急医療活動を行います。							
2 応援関係機関との連携	消防チーム、医療保健チーム						
救急指定病院、広域的な医療応援関係機関と連携して、傷病者の応急治療、搬送、医薬品の調達等の応急医療活動を行います。							

関係資料

- ☛ 協定等一覧 P. 144
- ・ 災害拠点病院 P. 550
- ・ 災害医療支援病院 P. 550
- ・ 救急告示医療機関 P. 551
- ・ 災害救助法様式 8 救護班活動状況 P. 508
- ・ 災害救助法様式 9 病院診療所医療実施状況 P. 509
- ・ 災害救助法様式 10 助産台帳 P. 510
- ・ 災害救助法様式 24① 救助事務費の状況 P. 525
- ・ 災害救助法様式 24② 救助事務費調査票 P. 526
- ・ 災害救助法様式 24④ 救護班活動状況（総括表） P. 528
- ・ 災害救助法様式 24⑤ 救護班活動状況（国公立病院・日本赤十字社に勤務する者） P. 529
- ・ 災害救助法様式 24⑥ 救護班活動状況（国公立病院・日本赤十字社以外に勤務する者） P. 530
- ・ 災害救助法様式 24⑦ DMAT (DPAT) 活動時間調査票 P. 531

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
伊勢地区医師会・伊勢地区歯科医師会	応急医療・歯科医療・救護
三重県伊勢保健所	災害医療確保のための連絡調整
災害拠点病院 、災害医療支援病院	応急医療・救護
日本赤十字社・医療機関	傷病者の応急治療、救護
災害派遣医療チーム (DMAT)	傷病者の応急治療、救護
伊勢薬剤師会、薬事施設	医薬品等の提供

第6節 消火活動

災害時に発生する火災の延焼や二次被害を防止するため、火災の状況を迅速に把握します。また、消火活動により、市民の皆さんの生命・財産を火災から保護し、被害の軽減を図ります。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 消火活動初期対応	消防チーム						
火災発生時は、ただちに状況を把握し、必要であれば消防職員・消防団員を招集・配備して初動体制を確立し消火活動にあたり、延焼拡大を防止します。							
2 消火活動における応援関係機関との連携	消防チーム						
市の消防力だけで対応できない場合には、三重県内相互応援協定先及び緊急消防援助隊等に応援を要請し、消火活動にあたります。							

関係資料

- 協定等一覧 P.144

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
消防団	火災の警戒防御
自主防災組織等	初期消火活動
緊急消防援助隊	消火活動支援
三重県	防災ヘリコプターの派遣
伊勢警察署	交通規制の実施
伊勢生コンクリート協同組合	消防用水の供給

第7節 水防活動

洪水、高潮、津波による災害を未然に防ぎ、又は被害を最小限にするために関係機関が連携し各種対策を講じます。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 水防巡視	応急復旧チーム、消防チーム						
職員又は消防団員等により河川、海岸、内水氾濫が過去に発生した箇所を中心に巡視し、異常を発見した場合には、直ちに 災害対策本部 へ連絡し対策を講じます。							
2 水門、ポンプ場の運転管理	応急復旧チーム						
水門、樋門の管理人は気象状況の発表があった場合、あるいは水防警戒の必要がある場合は、状況に応じ水門、樋門を開閉します。また、各ポンプ場の操作規程に基づき適正な時期からポンプを運転します。							
3 越水、漏水等への対応	応急復旧チーム、消防チーム						
越水、漏水等の恐れがある場合には水防工法等の方法で被害の発生、拡大防止に努めます。							

関係資料

- 協定等一覧 P.144

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
消防団	水害の警戒防御
自主防災組織等	消防団等の防災関係機関との連携
河川、海岸管理者	管理施設のパトロール、応急対策
伊勢警察署	交通規制の実施

第8節 道路交通の確保

市は、道路管理者及び交通管理者と緊密に連携し、国道、県道の通行の禁止及び制限等の状況や応急復旧状況の把握に努めます。また、市道においても交通管制等の規制を実施し、応急復旧対策を行います。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
1 道路啓開の実施	応急復旧チーム						
<p>伊勢市は、道路の損傷及び道路上の障害物等により交通不能となった場合は、速やかに調査を行い、応急復旧や道路啓開を行います。</p> <p>道路啓開を行う路線の優先順序は、県緊急輸送道路ネットワーク計画及び市指定緊急輸送道路等の位置づけに沿うとともに、他の道路管理者、交通管理者等と協議の上、決定します。</p>							
2 障害物の除去作業の実施	応急復旧チーム						
<p>道路管理者、河川管理者、港湾管理者は、被害状況を把握し、国、県、市、伊勢警察署等により情報共有を行い、対応方針を決定します。また、民間企業等の協力により、除去作業のための資機材の確保に努め迅速に除去作業を実施します。</p>							
3 道路交通の確保	応急復旧チーム						
<p>道路管理者又は交通管理者は、災害により交通施設等の危険な状況が予想される場合や緊急輸送路の確保が必要な場合、交通管制を実施します。なお、市は道路管理者等と緊密に連携して応急復旧対策を実施するとともに、幅広い情報収集に努め、市民の皆さん、帰宅困難者等に伝達します。</p>							
4 立ち往生車両、放置車両の移動等	応急復旧チーム						
<p>道路管理者は、災害発生時には立ち往生車両や放置車両が緊急通行車両の通行を妨害し、災害対策に著しい支障が生じる場合は、対象となる道路区間を指定して、区間に含まれる車両等の移動を命じます。また、命令に従わない場合や現場に占有者がいない場合には道路管理者が移動させることもあります。これらの措置をとるために、やむを得ない場合には、近隣の土地を一時的に使用します。（基本法76条の6）</p>							
5 道路の適切な管理	応急復旧チーム						
<p>局地的な大雨が発生した場合には、市内の低地やアンダーパス等の浸水が予測されるため、適正な時期に通行規制を実施します。また、大雪が発生した場合には、幹線道路等から除雪を実施し、社会的混乱を最小限に抑えます。</p>							

関係資料

- 緊急輸送道路一覧 P. 86
- 緊急通行車両等の事前届出制度フローチャート P. 90
- 協定等一覧 P. 144
- 交通規制の実施責任者別の対応内容及び根拠法 P. 89

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
道路管理者	道路被害情報の収集、提供 応急措置、応急復旧工事、道路啓開作業 基本法第76条関係（道路区間指定、指定区間の周知、車両等の移動）
伊勢警察署	道路交通規制の実施 県警本部との連絡調整
三重県	被害状況の把握確認
協定先企業等	応急復旧、道路啓開

第9節 鉄道交通の確保

鉄道事業者は、乗客の安全を確保するため、駅及び車両における利用者の避難誘導を行うとともに、施設の応急復旧に努めます。市は、鉄道事業者と連携して情報把握に努め、適切に応急措置、応急復旧対策が執られるよう努めます。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
1 鉄道交通の確保	応急復旧チーム、避難所チーム						
<p>鉄道事業者は、災害により鉄道施設等に危険な状況が予想される場合、列車の緊急停止、乗客の避難誘導等の必要な措置を実施します。なお、市は鉄道事業者と緊密な連絡を取り、帰宅困難者に対して、一時的な収容先の提供、宿泊可能施設、運行状況等の情報提供を行います。</p>							

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
東海旅客鉄道(株)・近畿日本鉄道(株)	乗客の避難誘導及び救護活動 被害状況や復旧見込みの情報提供 鉄道施設の被害調査及び応急復旧
三重県	被害状況の把握
伊勢警察署	被害状況の把握

第10節 緊急輸送活動の実施

救援物資の提供、応急対策のための迅速な輸送を確保するため、県及び防災関係機関等にヘリコプター、船舶、車両等の緊急輸送手段の確保を要請します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 緊急輸送活動の実施	後方支援チーム、物資チーム						
<p>迅速な緊急輸送活動のため、市保有車両等の配備、人員の確保を行います。また、緊急輸送活動の継続のため、不足する車両や燃料の調達、作業員の雇い上げを行います。</p>							
2 緊急輸送活動の要請	後方支援チーム						
<p>不足する輸送手段を補うため、広域的かつ機動的な活動ができるヘリコプターや船舶、大型輸送車両等の緊急輸送手段を県及び関係機関等に要請し、迅速な緊急輸送活動を行います。</p>							
3 物資拠点の確保	物資チーム						
<p>災害の規模及び災害発生地域等に応じ、伊勢志摩総合地方卸売市場を拠点として、支援物資の受入れ、仕分け、配送を行うものとします。また、物資の入出庫管理を適切かつ円滑に行うため、拠点の運営を物流事業者等に委託します。</p>							

関係資料

- ☛ 協定等一覧 P. 144
- 市保有車両 P. 78
- 災害救助法様式 18① 輸送記録簿 P. 518
- 災害救助法様式 24① 救助事務費の状況 P. 525
- 災害救助法様式 24② 救助事務費調査票 P. 526
- 臨時ヘリポート一覧 P. 90

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
三重県	防災ヘリコプターの派遣
災害協定団体	輸送への協力、燃料の提供
道路管理者	緊急輸送道路等の情報収集、応急措置、応急復旧
伊勢警察署	緊急輸送道路指定路線の決定、緊急通行車両の決定、道路交通規制の方針決定及び実施
伊勢志摩総合地方卸売市場	物資拠点の運用

第11節 二次災害の防止対策

地震による余震や降雨の継続による土砂災害、宅地の崩壊、構造物・建築物の倒壊、危険物の流出・火災等の二次災害により多数の人命と財産が失われるおそれがあるため、対策を実施します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
1 土砂災害等応急対策	企画チーム、情報チーム、 応急復旧チーム、消防チーム						
<p>現地状況、降雨状況等を把握し、急傾斜地、河川、ため池等で災害発生が予想される場合には、警戒体制の確立、周辺住民への周知、避難誘導、立入制限等を実施します。</p>							
2 被災宅地の対策	応急復旧チーム						
<p>被災した擁壁やのり面等を含む宅地において、速やかに被災宅地応急危険度判定、立入規制等を行い、二次被害を防止します。</p>							
3 被災建築物の対策	応急復旧チーム						
<p>被災した建築物について、速やかに被災建築物応急危険度判定、立入規制等を行い、二次被害を防止します。</p>							
4 危険物対策	消防チーム						
<p>危険物施設において流出・火災等の大きな被害が発生するおそれがある場合、応急措置の指示を行うとともに、防災関係機関や周辺住民に周知し、避難誘導、立入規制等を実施します。</p>							

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
三重県	応急対策の実施
伊勢警察署	応急対策の実施

第12節 ライフライン施設の応急復旧

ライフライン施設が早期に復旧、回復するよう、施設の被害状況を早急に調査し、県や関係団体等と連携して迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組みます。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
1 上下水道施設の被害調査の実施	上下水道チーム						
送配水施設、水源地、浄化センター等の被害状況調査を実施します。また、伊勢市のみで災害対応が不可能な場合、又は不可能と予想される場合、迅速に県及び関係機関に応援要請を行います。							
2 上下水道施設の応急復旧	上下水道チーム						
上下水道施設が損壊した場合、関係団体・業者等と連携復旧作業を行い、給排水できるよう努めます。また、被害状況、復旧状況及び安全確認のための情報を市民の皆さんに広報し、二次被害の防止、利用者の不安解消に努めます。							
3 その他ライフライン施設の応急復旧	情報チーム						
電気やガス等のライフライン機能の早期復旧のため、各事業者に連絡し、被害状況や復旧状況及び安全確認のための情報を共有します。							

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
協定締結先	応急復旧工事の実施
中部電力㈱	応急復旧工事の実施
西日本電信電話	応急復旧工事の実施
携帯電話事業者	応急復旧工事の実施
東邦ガス㈱	応急復旧工事の実施
道路管理者	応急復旧工事の実施

第13節 危険物施設等の事故対応

事故発生による**危険物施設**、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設、ばい煙発生施設、排水施設等の被害拡大を防止します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 危害防止措置の指示	企画チーム、消防チーム						
危険物に対して危害防止のための措置をとるよう指示及び毒物劇物等化学薬品類に対する指導を行ない、又は市がその措置を講じます。（ 消防法 第9条の3、 消防法 第16条の3）							
2 警戒区域の設定	企画チーム、情報チーム、避難所チーム、消防チーム						
必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令し、その内容を対象地域、周辺住民に広報します。（ 消防法 第23条の2、 消防法 第28条、 基本法 第63条）							
3 救助及び消火活動	消防チーム						
災害発生事業所からの報告を求め、救助及び消火活動を実施します。（ 消防法 第25条）							
4 資機材等の確保	消防チーム						
化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、三重県内相互応援協定に基づき、必要資機材の提供を要請します。							
5 危険物製造所等の使用の一次停止命令等	企画チーム、消防チーム						
災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所、もしくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をします。（ 消防法 第12条の3、 基本法 第59条）							

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
三重県	被害状況の把握、必要機材の提供
伊勢警察署	危険防止の措置の命令、警戒区域の警戒、避難誘導、交通規制、遺体の収容等
危険物等所有者、管理者、占有者	危険防止の措置、製造所の一時停止

第14節 航空機・列車・船舶事故等への対応

航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線、船舶の沈没事故等、突発的災害により、多数の死傷者が発生した場合における被災者及び周辺住民の救出・救助活動とその支援活動を実施します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
1 初動体制の確立	企画チーム						
<p>市は、航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線、船舶の沈没事故等の災害が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに初動体制の確立を図るとともに、災害の特性に合わせた臨機応変な活動体制をとります。</p> <p>また、市長が必要と認めた場合は、災害対策本部を設置して、適切な配備体制を敷くとともに災害対策本部を設置した場合には、県へ報告します。また、必要に応じて、現地災害対策本部を設置します。</p>							
2 警戒区域の設定	企画チーム、情報チーム、避難所チーム、消防チーム						
<p>事故等発生時に通報を受けた場合は、直ちに現場に出向き、防御活動を実施するほか、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令し、その内容を対象地域、周辺住民に広報します。（消防法第23条の2、基本法第63条）</p>							

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
三重県	被害状況の把握、必要機材の提供、消防、医療活動の支援
伊勢警察署	情報収集、救出救護、事態の収拾、交通対策
鉄道事業者	行政への連絡、乗客の避難、救助、代替交通手段の確保、鉄道施設の応急措置、他の鉄道事業者への応援要請

第15節 石油類流出事故への対応

流出油事故が発生した場合における周辺地域の人命、財産等を災害から保護します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 流出油の除去・回収等の活動	企画チーム、応急復旧チーム、消防チーム						
流出油の除去に関する計画等を関係機関と協議し、効果的に対策を実施します。							
2 広報活動	情報チーム						
周辺住民、施設等に災害が波及し、又は波及することが予想される場合には、市民の皆さんに災害の状況、防災活動の状況をお知らせします。							
3 防災資機材の調達搬入	応急復旧チーム、消防チーム						
海上保安庁、県及び漁業協同組合等から、オイルフェンス、油処理剤等排出油等防除資材の要請があった場合は、市保有の資機材を提供します。							

関係資料

- 石油流出事故の連絡系統図 P. 123

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
三重県	被害状況の把握、必要機材の提供、漂着油等の防除活動への協力
伊勢警察署	情報収集、救出救助、交通規制
海上保安庁	海上での消火、船舶の航行等停泊禁止区域の設定、流出油の拡大防止措置、人命救助、負傷者の救急搬送
原因者	防災関係機関への通報、連絡要員の派遣 流出源の閉止、拡大防止措置 火気使用禁止措置、事業所内での危険区域設定 広報活動、流出油の改修 他の事業所への協力要請

第16節 原子力災害への対応

県内には原子力発電所等はないものの、広範囲に影響が予測される原子力災害への対策を検討しておき、事故発生時の早期対応に努めます。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 情報収集	企画チーム						
国や県、関係機関との情報交換及び協力を密にし必要な情報を収集します。							
2 広報活動	情報チーム						
入手した情報を必要に応じて市民の皆さん及び関係機関へ周知します。							
3 屋内退避誘導	企画チーム、消防チーム						
市民の皆さんへの多様な媒体を活用した、屋内退避に関する情報提供活動や避難所への誘導を行います。							
4 スクリーニング及び除染の実施	環境衛生チーム、消防チーム、医療保健チーム						
被ばく及び汚染が生じた場合には、原子力災害対策指針に基づき、国及び原子力事業者の指示等の下、県と連携し、スクリーニング及び除染を行います。							
5 水道水・食品の摂取制限等	応急復旧チーム、上下水道チーム、環境衛生チーム						
県及び国からの指示等により、基準値を超える水道水・食品・農林水産物について、水道水については飲用の中止及び給水の確保等の対応、食品については食品の廃棄・回収、農林水産物については出荷制限や出荷自粛要請等、必要な措置を取ります。							
6 放射性物質における環境汚染への対処	環境衛生チーム						
放射性物質による環境汚染に対して、市民の皆さんの被ばくを低減する必要がある場合について、国及び県と調整し市民の皆さんの健康又は生活環境への影響を速やかに軽減するための対策をします。							
7 県外からの避難受入	企画チーム、避難所チーム						
県外から原子力災害等により県境を越える避難者の受入れ要請があった際には、保有する施設を避難生活施設として開設します。							
8 風評被害等の軽減	情報チーム						
県と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止を図るとともに、その影響を軽減するため、農林漁業・地場産業の産品、工業品等の適切な流通等の確保及び観光客の減少防止のための広報活動を行います。							

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
9 心身の健康相談等の実施	医療保健チーム						
<p>市民の皆さんの健康不安解消及び住民が被ばくした際の措置として、原子力災害対策指針等に基づき、国及び県とともに、住民等に対する心身の健康相談を実施し、必要に応じ健康調査を行います。</p>							

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
三重県	原子力事業者との連絡調整、環境放射能モニタリング、環境汚染への対処
伊勢警察署	避難誘導
津地方気象台	事故拡大の防止のための気象情報提供

第17節 大規模火災への対応

大規模な火災による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救援活動や避難誘導等の応急対策の整備を着実に進めます。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 消防活動の実施	企画チーム、消防チーム						
<p>市内で火災等の災害が発生した場合に、市民の皆さんに対し、出火防止、初期消火活動の徹底を期すよう、あらゆる手段により呼びかけを行うとともに、市民の皆さんの避難時における安全確保及び延焼防止活動を行います。</p>							
2 警戒区域の設定	企画チーム、消防チーム						
<p>人の生命又は身体に対する危険を防止するため、必要があると認めるときは、避難のための立退きを勧告、指示します。また、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令します。（消防法第23条の2、基本法第60条、基本法第63条）</p>							
3 避難措置	避難所チーム						
<p>広範囲、長時間の警戒区域の設定時には避難所の開設を検討します。</p>							

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
三重県	情報収集、応援要請
伊勢警察署	避難誘導、資機材搬送の先導、警戒区域内の警戒

第18節 林野火災への対応

林野火災による広範囲にわたる林野の焼失などの被害を防止するとともに、林野火災が発生した場合にはその被害軽減を図ります。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
1 情報の収集及び関係機関への連絡	消防チーム						
火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発します。							
2 空中消火基地の選定及び設定	消防チーム						
空中消火基地の選定にあたっては、火災現場に近く、資機材等輸送のための大型車両等の進入が容易であり、100トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を災害発生場所に合せて設定します。							
3 輸送手段等の確立	消防チーム						
資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておきます。							
4 消防活動の実施	消防チーム						
林野火災が延焼拡大し、市民の皆さまに危険のおそれがある場合に、広報を行うとともに、延焼防止活動を行います。							

第3編
公助

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
三重県	情報収集、空中消火、応援要請
伊勢警察署	避難誘導、資機材搬送の先導
伊勢生コンクリート協同組合	消防用水の供給

第19節 市民、企業等の資材等を活用する

災害が発生した場合や、発生しようとしている緊迫した状況時には、それらを防ぐ又は被害を最小限に抑えるために、市民の皆さんや企業等がお持ちの施設、土地、家屋等を緊急的に活用させていただく事があります。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 土地、建物、工作物の一時使用、資材の収容	応急復旧チーム、上下水道チーム、消防チーム						
<p>応急措置を実施するために、緊急の必要がある場合には、対象となる区域内の他人の土地、建物、工作物を一時使用し対応を行います。また、土石、竹木その他の資材等を、使用又は収容し対応を行います。（基本法第64条）</p>							
2 障害物の除去	応急復旧チーム、上下水道チーム、消防チーム						
<p>災害を受けた工作物等で、災害応急措置の支障となる物件等については、除去または必要な措置をとります。（基本法第64条）</p>							
3 警察官の代行	企画チーム						
<p>市の職員がいない現場で、緊急を要する場合や、現場からの要求があった場合には警察官は一時使用、資材等の収容、障害物の除去の権限を代行し実施します。警察官は実施した旨を災害対策本部へ連絡します。（基本法第64条）</p>							
4 県、国による代行	企画チーム						
<p>災害発生により、市が業務ができなくなった場合には県、国が代行して当該業務を実施します。（基本法第73条、第78条の2）</p>							
5 損失補償	後方支援チーム						
<p>市や権限の代行により、資産を一時使用した場合等で資産に損失が生じた場合には、その損失を補償します。（基本法第82条）</p>							

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
伊勢警察署	物的公用負担等の代行、災害対策本部への報告
三重県	物的公用負担等の代行
国	物的公用負担等の代行

第20節 不足する資機材を要請する

災害が発生した場合に、市内の備蓄する物資、資機材だけで対応が困難な場合には県へ必要な物資等を要請し応急対策を実施します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 物資、資材の供給要請	物資チーム						
災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、災害応急対策の実施にあたって、市の備蓄する物資、資機材が不足する場合には県へ供給を要請します。（基本法第86条の16）							
2 物資、資材の供給	企画チーム						
市からの要請、要求が無い場合でも県、国は必要に応じ物資、資材の供給を実施します。（基本法第86条の16）							

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
三重県	物資、資機材の共有
国	物資、資機材の共有

第21節 優先度の高い通常業務を行う

発災後は人命保護が最優先となるため、市内に**大津波警報**が発表されるなど非常体制で災害対応を行う必要がある場合には災害時優先業務以外の通常業務を積極的に休止し、災害対応を行います。発災後にも継続する必要がある通常業務や、時間帯、災害対応状況によって復旧する業務を予め整理し実施します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
1 発災直後の行動	全てのチーム						
<p>発災直後に自分や来庁者の安全が確保できた後に、通常業務の災害時優先業務を実施する最小限の職員を各所属で決定します。その他の職員は災害対策本部の活動を実施する必要があるため、予め決められた場所で災害対策本部活動ができるよう設営を行います。</p>							
2 庁舎被害等への対応	後方支援チーム						
<p>災害対策を行う庁舎等の被害状況、ライフラインの状況等を迅速に集約し、今後災害対応に必要な物資、燃料等の調達を行います。</p>							
3 職員の適正配置	後方支援チーム						
<p>災害時優先業務を実施するチーム、課が集中することも想定されるため、参集状況や対応状況を一元管理し、柔軟かつ横断的に人員を配置することで、職員の休憩、睡眠時間を確保します。</p>							
4 通常業務を実施する	各課						
<p>災害時優先業務となる通常業務は発災後においても継続します。また、災害対応状況に応じて通常業務を段階的に復旧していきます。</p>							

第5章 いのちをつなぐ

第1節 避難所運営

居住の場を失った住民に対して一時的な生活の場として避難所を提供するとともに、地域住民や避難者による避難所の運営が円滑にできるよう管理します。

1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 避難所運営	避難所チーム						
避難者の受入れ、避難者情報の管理、避難所環境の保護、 要配慮者 への支援などを行い、地域住民や避難者による避難所の運営が円滑にできるよう管理します。また、避難所運営について専門家と定期的に意見交換を行い、災害関連死の予防、男女共同参画の視点、感染防止に配慮した避難所づくりや避難者の自立支援やペット対策等に取り組みます。							
2 広域避難を行う	企画チーム、避難所チーム						
市内の避難生活施設でスペースが確保できない場合には、避難者の受入先として市外、県外の施設を確保できるよう、近隣市町等と協議します。また、市に調整の暇が無い場合には、県に受入先について助言を求めます。（基本法第86条の2、第86条の8、第86条の9）							
3 車中泊等対策	避難所チーム						
車中泊やテント泊等、避難所の外で避難生活を送る人たちの居場所や健康状態を把握します。また、避難所情報や物資の配布、医療支援、エコノミークラス症候群の予防法などの周知にも努めます。							

第3編
公助

関係資料

- 備蓄倉庫一覧 P. 7
- 災害時指定避難場所一覧 P. 67
- 福祉避難所 P. 76
- 災害救助法様式3 避難所設置及び避難生活状況 P. 501
- 災害救助法様式24① 救助事務費の状況 P. 525
- 災害救助法様式24② 救助事務費調査票 P. 526

2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
ボランティア	避難所運営の補助
伊勢市社会福祉協議会、ボランティアセンター	ボランティアのマッチング
三重県	他市町、他都道府県との受入れ調整、事務の代行
国	事務の代行